

災害時における自動車輸送の協力に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、福山市内に発生した地震、風水害、その他災害（以下「災害」という。）時等において、福山市（以下「甲」という。）が社団法人広島県トラック協会福山支部（以下「乙」という。）に自動車輸送の協力を要請する手続き等を定めるものとする。

(協力要請)

第2条 福山市内に災害が発生し、甲は乙に協力を要請するときは、次に掲げる事項を明らかにして、文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は電話、FAXにより要請し、事後速やかに文書を交付するものとする。

- (1) 災害の状況及び応援を必要とする理由
- (2) 応援を必要とする車両数、車両の種類及び人員
- (3) 応援を必要とする場所
- (4) 応援を必要とする期間及び活動内容
- (5) その他必要となる事項

(協力の実施)

第3条 乙は前条による甲の要請を受けたときは、業務上の支障又はやむを得ない事由のない限り、他の業務に優先して協力するものとする。

(報告)

第4条 乙は前条に基づき協力した場合は、速やかに甲に文書により、次の事項を報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は電話、FAXにより報告し、事後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 応援に従事した車両数、車両の種類及び人員
- (2) 応援先、期間及び走行距離
- (3) 搬送物資の種類、数量等
- (4) その他必要となる事項

(経費の負担)

第5条 自動車輸送の協力を要した経費は、甲が負担する。

(連絡責任者)

第6条 第3条に掲げる要請に関する事項の伝達並びに、これに関する連絡の確実及び円滑を図るため、甲乙ともに連絡責任者をおくものとする。

(協議事項)

第7条 この協定の実施についての必要な事項、本協定に定めのない事項又は本協定に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定は、甲乙協議のうえ特別の定めをする場合を除き、効力を有するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

1998年1月8日

甲 福山市東桜町3番5号
福山市
代表者 福山市長 三好 章

乙 福山市西町一丁目13番18号
社団法人広島県トラック協会福山支部
代表者 支部長 高橋 武三

※ 以下同様に次の機関と協定を締結

1998年1月8日

乙 福山市高西町真田字三ヶ村沖47
社団法人広島県トラック協会松永支部
代表者 支部長 渡辺 健

1998年5月20日

乙 福山市港町二丁目15番22-304号
赤帽広島県軽自動車運送協同組合
理事長 井上 武士

協定書に基づく様式

- 1 災害時における自動車輸送の協力要請書（第2条関係）
- 2 災害時における自動車輸送の実施報告書（第4条関係）
- 3 請求書（第5条関係）

災害時における自動車輸送の協力要請書

年 月 日

様

福 山 市 長
(災害対策本部長)

災害時における自動車輸送の協力に関する協定書第2条に基づき、次のとおり要請します。

1 災害の状況及び応援を必要とする理由

2 応援を必要とする車両数, 車両の種類及び人数

3 応援を必要とする場所

4 応援を必要とする期間及び活動内容

5 その他必要となる事項
連絡責任者の職・名前・電話番号・FAX

災害時における自動車輸送の実施報告書

年 月 日

福山市長様
(災害対策本部長)

(報告者)
住所
名前

印

災害時における自動車輸送の協力に関する協定書第4条に基づき、要請のあった事項について、次のとおり報告します。

1 応援に従事した車両数、車両の種類及び人員

2 応援先、期間及び走行距離

3 搬送物資の種類、数量等

5 その他必要となる事項
連絡責任者の職・名前・電話番号・FAX

年 月 日

福山市長様
(災害対策本部長)

(請求者)

住所

氏名

印

請 求 書

年 月 日から 年 月 日まで、災害時における自動車輸送に関する協定書第5条に基づき、運搬業務に従事しましたので、次の金額を請求します。

請 求 金 額

円

(請求明細書は別紙のとおり)